

令和 7 年度
第 1 回 東京都動物愛護管理審議会
会議録

令和 7 年 10 月 27 日
東京都保健医療局

(午後2時01分 開会)

○中川健康安全部長 定刻となりましたので、ただいまから、第1回動物愛護管理審議会を開会させていただきます。

私は、東京都保健医療局健康安全部長をしております中川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りますまでの間、私のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第16条によりまして、委員の過半数の出席によって成立することとなっております。本審議会の委員数は20名。現在の出席者数は15名ということでございます。定足数に達しておりますことをまず御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、谷田保健医療局次長より、一言御挨拶申し上げます。

○谷田保健医療局次長 東京都保健医療局次長の谷田でございます。委員の皆様方におかれましては、この大変お忙しい中、東京都動物愛護管理審議会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より東京都の動物愛護管理行政に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、東京都では令和2年12月の本審議会答申に基づきまして、動物愛護管理推進計画を改定し、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指しまして、様々な施策を実施しているところでございます。

本計画の目標の一つでもあり、また、東京都の長期計画である2050東京戦略でも戦略目標として掲げております動物の殺処分ゼロ、これにつきましては、区市町村や動物愛護団体等、関係者の皆様の御協力の下、平成30年度に達成して以降、令和6年度まで継続しているところでございます。また、新たに複数の都内獣医系大学と協働事業に関する協定を締結し、大学教員による研修や相談を受けられる体制整備、大学祭等を活用した普及啓発の実施を進めているところでございます。また、最近の国の動きといたしましては、販売される犬や猫の日齢に関する規制強化や、犬猫以外の動物に関する飼養管理基準の具体化など、動物愛護管理に係る諸問題につきまして、審議会等において検討されているところでございます。

このような状況の中、東京都におきましても推進計画改定後5年が経過いたしまして、計画の中間年の見直しを行うこととなりました。そこで、現行の推進計画の評価に加えまして、東京都の今後の動物愛護管理行政のあり方につきまして本審議会に諮問し、検討をお願いすることといたしました。今後いただきます答申に基づきまして、時代に即した施策を積極的に推進してまいります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○中川健康安全部長 まず、本日の審議会につきましては、期が改まりまして初回の審議会ということになりますので、各委員の御紹介をさせていただきたいと思っております。名簿順に御紹介いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、赤澤委員でございます。

- 赤澤委員 全国ペット協会で事務局長を務めております赤澤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 磯部委員につきましては、所用により欠席でございます。
岩浪委員でございます。
- 岩浪委員 東京都動物愛護推進員、岩浪真紀と申します。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 植原委員でございます。
- 植原委員 東京都の副市長会幹事の植原です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 小川委員でございます。
- 小川委員 東京都議会議員と、地元の葛飾区で動物愛護推進員もやっております小川です。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 加隈委員でございます。
- 加隈委員 帝京科学大学の加隈と申します。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 小松委員でございます。
- 小松委員 東京都議会の小松です。よろしくお願ひします。
- 中川健康安全部長 佐久間委員でございます。
- 佐久間委員 東京都動物愛護推進員の佐久間久美です。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 東海林委員は、所用により欠席でございます。
高橋委員でございます。
- 高橋委員 どうもはじめまして。東京都獣医師会から参りました高橋です。よろしくお願ひします。
- 中川健康安全部長 滝川委員でございます。滝川委員につきましては、Webで御参加いただいております。
- 滝川委員 一般財団法人クリステル・ヴィ・アンサンブル代表理事の滝川クリステルです。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 竹内正也委員でございます。
- 竹内委員 行政書士ADRセンター東京の竹内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 武内ゆかり委員でございます。
- 武内委員 東京大学の武内と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 中川健康安全部長 田畠委員でございます。
- 田畠委員 公益財団法人日本動物愛護協会の理事長をやっています、田畠と申します。
どうぞよろしくお願ひします。
- 中川健康安全部長 東委員でございます。
- 東委員 東京都議会議員の東友美でございます。よろしくお願ひいたします。
- 中川健康安全部長 平野委員は、所用により欠席でございます。
藤井委員でございます。

○藤井委員 東京都P T A協議会の藤井と申します。よろしくお願ひいたします。
○中川健康安全部長 町屋委員でございます。
○町屋委員 日本動物福祉協会の獣医師調査員をしております町屋と申します。よろしく
お願ひいたします。

○中川健康安全部長 宮下委員につきましては、所用により欠席でございます。
八神委員につきましては、30分ほど遅れるという連絡がございました。
以上をもちまして、委員の紹介を終了させていただきます。事務局につきましては、
お配りした名簿のとおりでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

お手元、紙でございますのが、まず議事次第、続きまして委員名簿、事務局名簿、座
席表、まずこちらになります。資料といたしまして、資料1から5まで、こちらが資料
です。続きまして、参考資料は1から11まで。最後に、その他資料といたしまして、1
から3までお配りしております。

配付資料は以上になります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、本日は、第1回目の会議ですので、会長を選任していただきたいと思いま
す。条例施行規則第15条によりまして、会長は委員の皆様の互選になっております。ど
なたか会長候補の御推薦はございませんでしょうか。

○田畠委員 はい。
○中川健康安全部長 田畠委員、よろしくお願ひいたします。
○田畠委員 国の検討部会でも活躍されています武内ゆかり先生でいかがでしょうか。
○中川健康安全部長 ただいま、田畠委員より、武内委員を御推薦いただきましたが、い
かがでしょうか。

(拍 手)

○中川健康安全部長 御賛同いただき、武内委員が会長に選任されました。
武内会長につきましては、会長席にお移りいただきたいと思います。

(武内会長が会長席に着席)

○中川健康安全部長 それでは、武内会長から御挨拶、一言頂戴いただければと存じます。
よろしくお願ひいたします。
○武内会長 ただいま、会長に御推挙いただきました武内でございます。委員の皆様の御
協力をいただきまして、審議会を円滑に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろ
しくお願ひいたします。

それでは、当審議会については、都の条例施行規則により、会長が職務代理を行う副
会長を指名することになっております。

私からは、高橋委員に副会長就任をお願いしたいと存じます。委員の皆様には、御了
解のほどお願ひいたします。

(拍 手)

○中川健康安全部長 ただいま、会長から高橋委員に副会長をとの御発言がございました。

副会長は、高橋委員にお引き受けいただきたいと思います。

(高橋副会長が副会長席へ移動)

続きまして、これから諮問書の交付を行いたいと存じます。

本日は、知事は所用により欠席させていただいております。代わりまして、谷田保健医療局次長から武内会長に諮問書をお渡しいたします。

諮問書の写しは、これより委員の皆様に配付いたします。

○谷田保健医療局次長 東京都動物の愛護及び管理に関する条例第33条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和7年10月27日、東京都知事、小池百合子。

1、諮問事項、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について。

2、諮問理由、東京都は、令和3年3月、東京都動物愛護管理推進計画を改定し、具体的な取組を推進してきたところだが、本計画では5年後を目途に見直しを行うこととしている。そこで、計画策定後の社会状況の変化や動物愛護管理をめぐる東京都の現状等を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、施策をより効果的に推進するため、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について諮問する。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(諮問書 手交)

○中川健康安全部長 谷田次長につきましては、この後、公務がございますので、退席させていただきます。

○谷田保健医療局次長 失礼いたします。

○中川健康安全部長 これより審議に入りますので、撮影等につきましてはここまでとさせていただきます。

それでは、以後の進行につきましては、武内会長にお願いしたいと存じます。

○武内会長

それでは、議事に入ります前に、本日の注意点を申し上げます。本会議は原則として公開となります。また、資料及び議事録についても、原則公開となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

では、これより次第6、議事、(1) 諒問事項に移ります。

先ほど、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方についてとの諮問を受けたところです。諮問内容に関する資料が用意されていますので、事務局から説明をお願いいたします。

初めに資料1について、事務局から説明をお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 動物愛護管理専門課長の栗原と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1を御覧ください。検討事項及びスケジュール等につきまして、御説明

いたします。

本審議会におきましては、東京都動物愛護管理推進計画の中間年である令和7年度、今年度を目途とした見直しを見据えた東京都の今後の動物愛護管理行政のあり方について、先ほど諮問させていただいたところでございます。中間見直しの検討の方向性の案としましては、核となる現行施策の四つの施策展開の方向や16の重点施策を維持しつつ、現行計画策定後の社会情勢の変化や各種調査結果等を踏まえたものとして、次の二つの検討事項について御審議をお願いしたいと存じます。

下枠のところを御覧ください。まず一つ目の検討事項ですが、これまでの施策の評価及び今後の取組のあり方等でございます。御審議の方向性としまして、後ほど概要を御説明いたします現行の推進計画の内容に沿いまして、これまでの施策の評価を行っていただき、都における現状を踏まえた課題の抽出と、今後の取組のあり方について御検討をお願いしたいと存じます。現行計画では、施策展開の方向として掲げました四つの柱に沿って16の重点施策を展開しております。これらの施策につきまして、令和3年度から令和6年度までの取組状況を評価していただき、基本的な方針や今後の事業の必要性、事業展開の方向性など、御審議いただければと存じます。

検討事項の二つ目につきましては、2ページ目を御覧ください。

検討事項の二つ目としましては、国における法改正や基本指針改正等の動向を踏まえた対応でございます。国において検討されております法改正等の動向を踏まえまして、動物愛護管理推進計画の中間見直しに反映が必要な内容につきまして、新たな課題ということで御検討をお願いしたいと存じます。

次に、下枠、スケジュールの欄を御覧ください。本日の第1回審議会にて審議会運営要領に基づきまして小委員会を設置していただき、延べ2回の小委員会で具体的な御審議を経まして、まず検討事項（1）について、令和8年度の開催を目途としております第2回審議会で中間報告として取りまとめをいただきたいと存じます。その後、動物愛護管理法などの改正を検討している国の動向等を踏まえまして、検討事項の2番目につきまして御審議いただき、全体のまとめとして答申を頂戴いたしたく存じます。現時点では国の動きが見通せない状況となっておりまして、場合によっては第2回審議会の開催後しばらくの間、休会という形になりまして、法改正などの後に継続審議となる可能性があることを申し添えます。

資料1の説明は以上となります。

○武内会長 ただいまの事務局説明のとおり、当審議会で検討する事項は、資料1の検討事項（1）及び（2）の各事項とし、検討の進め方としては、検討事項（1）については小委員会を設置した上、令和7年度中に中間報告として取りまとめ、検討事項（2）については国の動向を注視しつつ、令和8年度以降に検討を行うことで御異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○武内会長 それでは、皆様から了解をいただきましたので、諮問事項の審議に関わる検討事項及びスケジュール等につきましては、資料1のとおりといたします。

それでは、資料1の（1）に関連する資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○栗原動物愛護管理専門課長 引き続き、事務局から資料説明させていただきます。

資料1の検討事項一つ目に関する資料としまして、資料2から4まで、続けて御説明をさせていただきます。

まず、資料2、東京都動物愛護管理推進計画の概要を御覧ください。

こちらは、令和3年度に改定いたしました現行計画の概要となります。本計画の位置づけは、一番上の計画の改定についてという枠内に記載のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例及び国が定めました動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、いわゆる基本指針に基づいて策定されております。都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、東京都といった動物愛護管理に関わる各主体の共通の行動指針となっております。

資料説明の途中ですが、八神委員にお越し頂きましたので、御紹介させていただきます。

八神委員でございます。

○八神委員 遅れて申し訳ありません。八神と申します。よろしくお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、資料説明を続けさせていただきます。

計画の期間から続けさせていただきます。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間、5年後を目途に見直しとなっておりまして、今回御審議いただく運びとなっております。

計画の概要としましては、施策展開の方向を大きく四つの柱に整理し、具体的な取組として16の施策を設け、これを着実に推進することで、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す、1枚目、下の段にありますが、こちらを目指すものとなっております。

具体的な重点施策につきましては、2ページ目に記載をしております。こちらを御覧ください。

まず、一つ目の柱は、動物の適正飼養の啓発と徹底でございます。ここでは、適正飼養・終生飼養に関する普及啓発の強化、地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備など、七つの施策を掲げております。

右上、二つ目の柱は、動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進でございます。ここでは、引取・収容数等の多くを占めている地域の飼い主のいない猫に関する対策の定着・普及という入口対策、譲渡促進といった出口対策として、動物愛護相談センターでの適正な飼養管理、譲渡拡大のための仕組みづくりの三つの施策が含まれております。これらの取組を総合的に実施し、各指標として挙げております事項を着実に向上

させることを目標としております。各指標の状況につきましては、後ほど資料4で御説明させていただきます。

続きまして、左下、三つ目の柱です。事業者等による動物の適正な取扱いの推進でございます。ここでは動物取扱業への監視強化等、11から14までの施策を掲げております。

最後の柱である動物由来感染症・災害時への対応強化では、危機管理に関する2施策を掲げております。

以上が現行の推進計画の概要と骨組みとなります。

続きまして、資料3の説明に移らせていただきます。今御説明しました現行計画の16の重点施策につきまして、取組の進捗、実施状況をお示しした資料となります。

計画開始年度の令和3年度から6年度までの状況をまとめたものになりますが、かなりボリュームのある内容となっておりますので、資料の上枠に目出しした取組や直近の5、6年度の事業等を中心に抜粋して御説明させていただきます。

まず表紙をおめくりいただきまして、施策の1番目、適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化について、1ページ目を御覧ください。令和5年度、6年度とも同様に実施しているところでございますが、動物愛護週間中央行事など、普及啓発イベントを行うとともに、都の適正飼養・終生飼養に関するホームページ情報の周知強化として、キーワード連動広告、いわゆるWeb広告を活用しております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。施策1では三つ目に目出した取組としまして、マイクロチップ装着等の制度の定着に向けた普及啓発を掲げておりますが、これに関連いたしまして、令和5年度はリーフレット、ポスターによるPR、駅貼り広告、新宿駅西口に設置された大型デジタルサイネージなどを利用した街頭広告などを行っております。

続きまして、施策2、犬・猫の適正飼養の徹底を御覧ください。犬の適正飼養に関する目出しいたしました取組として、登録・予防注射接種率向上のための一層の啓発やこう傷事故の未然防止を挙げておりますが、これに関連いたしまして、5年度、6年度と4月に狂犬病予防法の遵守、登録・予防注射、それから犬によるこう傷事故発生時の対応などについて、都庁の第一本庁舎1階にございますエントランスで来庁者向けにパネル展示を行っております。また、令和5年度は区市町村、それから東京都の狂犬病予防・動物愛護管理担当者による会議体である動物行政検討会におきまして、犬の登録、狂犬病予防接種、それからマイクロチップ登録に係る情報交換を行っております。

続きまして、施策3、地域における動物飼養等に関する問題への相談支援体制の整備を御覧ください。こちらは、現行計画の改定の際、新たに目出しされました重点施策でございます。地域における動物の不適正飼養などに関する問題は、住民間のトラブル、飼い主本人や周辺の生活環境の悪化につながる場合や、飼い主自ら解決することが困難な状況に陥っている事例もございます。高齢者等におきまして、飼い主が健康上の理由などでペットを飼い続けることが困難となるケースなどもございます。こうした問題に

つきまして、身近な地域で相談ができ、支援を受けられる体制を確保するため、地域のボランティア等と連携し、体制整備に取り組む区市町村を包括補助により支援しております。また、単身者・高齢者のペット飼育問題について、令和3年度以降、動物行政検討会などの会議で取り上げ、情報交換を行っております。

続きまして、施策4、多頭飼育に起因する問題への対応に係る連携を御覧ください。動物の多頭飼育問題につきましては、案件ごとに問題化した背景なども様々であり、目出した取組の二つ目にございますように動物行政担当だけでなく、区市町村の福祉担当など、多くの関係者が情報共有を行い、連携を密にしながら早期に発見して対応していくなど、対応力の強化を求められております。令和5、6年度、同様に実施しておりますが、都内福祉関係機関、具体的には民生委員、児童委員、区市町村の主管課長会ですとか、そういう会議体で多頭飼育による問題の早期発見、連携して取り組むことについて情報提供をしております。

続きまして、施策5、動物の遺棄・虐待防止に関する対策を御覧ください。動物の遺棄・虐待に対応する職員の資質向上のため、環境省が主催する研修等に職員を参加させ、事案に対応できる職員の人材育成を行っております。また、動物の遺棄・虐待は犯罪であると、このことにつきましてWeb広告を活用したホームページでの啓発や、新宿駅西口のデジタルサイネージで動物虐待防止関係の映像を放映するなどして都民にお伝えしております。

続きまして、施策6、地域における適正飼養の推進のための人材育成を御覧ください。目出しました取組といたしまして、動物愛護相談センターにおける人材育成機能の強化を挙げております。東京都では現在、約280名の方々に地域の動物飼養などに関する身近な相談窓口となっていただける動物愛護推進員、こちらを委嘱しております。推進員の方々の活動に役立てていただけるよう研修会を実施しており、令和3年度からは都内の獣医系大学と連携しまして、感染症予防や災害対策など、専門的内容についても研修会を実施しております。

続きまして、8ページ目、施策7、小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援を御覧ください。取組の一つ目としまして、教育現場における普及啓発の拡大を挙げております。小学校低学年を対象とした動物教室、これは犬との接し方や、犬によるこう傷事故防止などを目的として実施しておりますが、動物のストレスへの配慮、動物福祉の観点から、現在、動物を使わないプログラムにより民間事業者に委託して小学校、児童館などで実施しております。推進員の皆様の協力に関しましては、協力ボランティアを研修、養成しております、主に児童館での動物教室で御協力をいただいているところでございます。

なお、適正飼養の啓発の一連の施策等につきまして、こちらの啓発等の一助とするため、都民の意識調査や、犬や猫の飼育状況について、令和6年度インターネット都政モニターアンケート、それから犬及び猫の飼育実態調査を実施しております。かなりボリ

ュームのある資料ではございますが、結果については別途、参考資料10、参考資料11としてお示ししておりますので、後ほど御参考に御覧になっていただければと存じます。

それでは、資料3の説明に戻らせていただきます。

続きまして、二つ目の柱である、動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進でございます。

施策8、地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及を御覧ください。東京都では動物愛護相談センターで引取・収容される動物のうち、致死処分となる数の多くを占め、地域においてもふん尿苦情等の原因となっている飼い主のいない猫の問題につきまして、地域における課題として取組を進めております。現在、区市町村における飼い主のいない猫対策について取組が円滑に進むよう、包括補助事業として区市町村支援を行っており、62区市町村中50自治体と、多くの自治体で活用されております。また、対策の現場で活用いただくよう、令和6年度には対策の進め方、取組の事例紹介などを盛り込んだ「「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック」を増刷いたしまして、求めに応じ、配付しております。本施策は、致死処分数の更なる減少を目指した取組の中で、言わば入口対策の一つとなっております。

続きまして、施策9、動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理を御覧ください。目出した取組は、動物愛護相談センターに引取・収容した動物の動物福祉に配慮した適正な飼養管理と譲渡に向けた機能強化を掲げております。健康状態の問題や新たな飼い主に譲渡できるまでの馴化に問題を抱えるなど、中長期の管理を必要とする個体も多くございまして、特に収容規模等に課題がある猫舎の飼養環境、それから管理方法等につきまして、機能改善に努めているところでございます。また、都内の獣医系大学に御協力いただき、譲渡対象の犬や猫につきまして、人へのおびえやフードガード、常同行動など、問題行動の症例にアドバイスを頂戴しております。今年度より問題行動相談など、大学連携事業の一環として体制を整備し、実施しているところでございます。

続きまして、施策10、動物の譲渡拡大のための仕組みづくりを御覧ください。これは、言わば出口対策である譲渡拡大、促進の取組になります。目出した取組として、まず関係者との連携・協働の拡大を挙げておりますが、動物愛護相談センターの収容動物、引取動物の譲渡に御協力いただく譲渡対象団体は、現在47団体登録されております。より譲渡を受けやすい環境の整備としまして、譲渡関係情報を動物情報サイト、ワンニヤンとうきょうにおいて集約し、ボランティア団体から譲渡を受ける方法や団体の譲渡会などの情報提供を行いまして、活動を支援しております。ワンニヤンとうきょうにつきましては、その他資料2としてリーフレットを配付しておりますので、後ほど参考に御覧いただければと存じます。

また、譲渡拡大の取組の推進として、目出しの取組の3項目を御覧ください。こちら、平成29年度から離乳前子猫を育成、そして譲渡するミルクボランティア制度を開始しております。また、平成30年度から負傷動物の譲渡に際して支援物資の提供も行っており

ます。令和4年度からは負傷動物として収容された動物以外にも対象を拡大しております。所有者、拾得者から引取りをした犬猫で、譲渡後も健康上の問題があり、継続的な治療などが必要な個体についても物資支援を行っております。

下枠の具体的な実施事業につきましては、譲渡促進のPRイベントなどを中心に記載しております。11月を都独自の動物譲渡促進月間といたしまして、各種イベントを実施しております。PR機会の拡大を図っております。令和3年度からは一般財団法人東京都人材支援事業団の公益事業である音楽会などで、動物愛護と直接関係ないようなイベントなんですが、そうしたイベントでも保護動物の譲渡事業について周知を行っております。

ここで、各施策への取組状況の参考としまして、動物の引取・収容状況など、実績について御説明いたします。参考資料を別途御覧になっていただきたいんですが、まず参考資料1になります。参考資料1は、動物の総取扱数の推移です。平成27年度から令和6年度までの10年間、東京都が捕獲・引取り・収容を行いました動物の総取扱数の推移をお示ししています。平成27年度は1,772頭の動物がセンターに入ってまいりました。これが令和6年度になりますと528頭と約3分の1に減少しております。

参考資料2につきましては、その内訳となっております。説明は割愛させていただきます。

続きまして、参考資料3を御覧ください。こちら、致死処分数の推移の折れ線グラフとなっております。東京都の条例が施行された昭和55年度から令和6年度までの致死処分数の推移を示しております。致死処分数のピークは昭和58年度、約5万6,000頭という数だったところなんですが、ここから大きく減少の一途をたどっております。令和6年度には151頭と、かなりの減少となっております。ピーク時のスケールと大きく異なりますので、直近の何年間か横ばいの印象があるところでございますが、こちら、次に参考資料4を御覧になっていただきたいと思います。

こちらは、過去10年のところをピックアップしております。返還・譲渡・致死処分頭数の推移となっております。致死処分数の小計を御覧になっていただきたいんですが、この10年で816頭から151頭と、約5分の1に減少しております。

次に、参考資料5、致死処分の状況についてを御覧ください。

初めに、表中の致死処分の分類の定義を改めて御説明させていただきます。最上段、①動物福祉等の観点から行ったものは、表の注意書き1に記載のとおり、けがや病気により動物が著しい苦痛を感じている場合、人に対する著しい攻撃性があるもの及び衰弱等により成育が極めて困難と判断されたものにつきまして、センターの複数の獣医師が判断し、致死処分を行ったものでございます。次に中段、②引取り・収容後死亡したもの。これは、センターで引取り・収容後、収容期間中に容体悪化等により死亡したものが含まれます。最後の③ですが、これは注意書き3のとおり、致死処分のうち①、②以外の処分数、これを都では殺処分と表現しておりますが、平成30年度以降、ゼロを継続

しているところでございます。

殺処分ゼロにつきまして、参考資料6を御覧になっていただきたいと思います。

こちら、～東京もっとよくなる～2050東京戦略ということで、長期計画の資料を抜粋したものでございます。各分野の取組の一つである戦略9番目、こちらの資料3ページ目ですね。ダイバーシティーのところ、戦略09とございますが、共生社会の中の1項目、人と動物との調和の取れた共生社会へというのを掲げております。

この資料5ページ目を御覧になっていただきたいんですが、こちらの政策目標のほうに、左の下のほうですね。殺処分ゼロの継続を目標としているところでございます。

それでは、参考資料の説明を終わりまして、資料3に戻らせていただきます。

続きまして、三つ目の施策の柱に入ります。事業者等による動物の適正な取扱いの推進について御説明いたします。

まず、施策11、動物取扱業への監視強化を御覧ください。動物取扱業につきましては、センターにおきまして登録申請の手続、それから施設の検査、苦情相談への対応を含む監視指導業務などを行っております。都内の第一種動物取扱業施設、第二種取扱業施設は、年々増加の一途をたどっております。デジタルツールを活用した監視手法の検討など、効率的な監視指導の検討を行っております。令和6年度末の施設数、監視件数は、資料右欄、右上のとおりでございます。都内動物取扱業施設の監視指導につきましては、令和元年に改正のありました動物愛護管理法の段階的施行に合わせまして、新たな規制の周知徹底、遵守基準に基づく監視指導を行うとともに、不適正な取扱いが疑われるなど、事業者の法令違反に対する厳正な対処といたしまして、令和4年度に不利益処分などの取扱要綱、こちらを改正いたしまして、行政処分などを行う際の基準を明確化いたしまして運用しているところでございます。

続きまして、施策12、業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進を御覧ください。動物取扱業の業態はペットショップなどの販売業、ペットホテルやトリミングサロン、ペットシッターといった保管業など、同じ種別の中でも業務内容だけでなく、施設の有無や、第一種、第二種などの違い、対象によって監視すべき項目が様々でございます。遵守基準に基づきまして、業態に合わせた監視指導を行うとともに、営業者自らが施設の管理状況を確認できるよう、自主管理点検票をお示しし、研修や監視の機会を通じまして、責任者、営業者に対して活用を促しているところでございます。

次に、施策13、特定動物の飼養・保管許可及び適正飼養の徹底を御覧ください。特定動物の飼養・保管許可につきましては、令和元年度の法改正に伴いまして、令和2年6月から愛玩目的としての許可が認められなくなるなど、規制が強化されております。新制度の周知徹底、それに合わせた許可申請等への対応を行っているところでございます。令和6年度末の許可施設数、監視件数は記載のとおりでございます。

続きまして、施策14、産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応を御覧ください。監視指導等の状況ですが、6年度末の特別区並びに八王子市、町田市を除く多摩地域に

おける都所管の許可施設数、監視件数は記載のとおりです。畜舎に関しましては、鳥インフルエンザ対策など、防疫上、慎重な対応を要するところでもございまして、家畜伝染病予防法を所管する東京都産業労働局の家畜保健衛生所による立入りに合わせた監視などという形で行っているところでございます。

最後は、四つ目の柱となる、動物由来感染症・災害時への対応強化でございます。

まず、17ページを御覧ください。この施策につきましては、都・区市町村の合同開催である総合防災訓練に東京都獣医師会、開催区市町村との協働参加をはじめ、包括補助事業により、区市町村の災害時動物救援事業への財政的支援を行っております。

次ページを御覧ください。加えて、ボランティアなどと連携した災害への備えといたしまして、令和6年度に災害時の動物ボランティア養成研修を実施しております。区市町村の対策強化の一環としまして、動物行政検討会で普及啓発資材を作成したり、動物担当部署だけでなく、防災担当部署の職員も対象とした研修を実施するなどしております。

資料3の御説明は以上となります。

今の御説明に関連いたしまして、普及啓発資材としてお配りしておりますリーフレットなどを卓上に配付しておりますので、後ほど参考に御覧になっていただければと存じます。

最後に、お手元資料4、現行計画における数値目標と現在の状況を御覧ください。

現行計画に掲げました令和12年度目標につきまして、前計画で目標として掲げた数値を令和元年度実績において全て達成していることなどから、前回の審議会答申での御提言を受けまして、具体的な数値目標とはせず、資料4のとおり引取数、致死処分数については更なる減少、殺処分数についてはゼロを継続、犬及び猫の返還譲渡率については更なる増加を図ることを目指すべきところとしております。引取数、致死処分数につきましては、先ほど参考資料でも御説明しました統計数値となっております。犬及び猫の返還譲渡率につきましては、犬猫それぞれ、上段が当該年度の返還譲渡数の合計を総取扱数で除したもの、下段の括弧書きの数値は、総取扱数から致死処分のうち動物福祉等の観点から行った処分、それから引取り・収容後死亡、こちらの数を引きました、いわゆる譲渡対象となった個体を母数といたしまして、返還譲渡数の合計を除した割合となっております。それぞれ年度をまたいで飼養管理を継続する個体、中長期にわたる管理が必要な個体もございますので、100%を上回る場合があります。

以上、非常に駆け足の説明で大変恐縮ではございますが、資料2から4までの説明を終わります。

○武内会長 お疲れさまです。

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等はございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いしたいと思います。

東委員、よろしくお願ひします。

○東委員 はい、東でございます。ありがとうございます。

動物の致死処分数の部分についてなんですかけれども、動物福祉の観点からの致死処分につきまして、動物がけがをしている場合、あるいは衰弱している場合のほかに、性格的な部分、かみ癖があるとか、ひつかき癖があるとか、そういった部分も含まれているというお話をございましたが、動物がけがや病気をしている割合と、動物の性格的な部分での処分の割合が大体どれくらいなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 はい。よろしいでしょうか、会長。

○武内会長 お願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

今御質問いただいた内容ですが、致死処分数のうち、①の部分になるかと思います。動物福祉等の観点から行ったもの。こちらの症例の割合について、統計としてお示ししていません。攻撃性のあるものということで先ほど御説明したところですけれども、怖くてかんでしまうとか、原因が分かって矯正ができる場合もあると思います。そういうものは矯正をしていきますし、攻撃性についても矯正が可能かどうかというところ、1点だけではなくて、健康状態であるとか行動的なものも総合的に判断をして、譲渡の対象となるかどうかというのを複数の獣医師で判断しております。割合的には、攻撃性というところでの数は多くないと思います。といいますのも、負傷動物ですとか、動物福祉の観点から行う致死処分のほとんどが非常に衰弱した状態で引取り・収容、運ばれてくる負傷動物といったような扱いで引き取っているものがかなり多いところがございまして、こちらの数のほうが圧倒的に多いというところだと思います。

正確な数としてこちらでお答えすることができないんですけれども、といった印象がございます。よろしいでしょうか。

○東委員 ありがとうございます。

そのかみ癖がある動物などについて、どのような性格であっても頑張って矯正して譲渡している自治体もあるかと思うんですけれども、といった自治体の研究などはされていらっしゃるんでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長

ほかの自治体での取組事例の共有などは、自治体間での調査研究発表なども通じまして情報共有はさせていただいております。私どももかみ癖ということで委員のほうからお話をありましたけれども、かみ癖といつても一概に、原因はいろいろ、背景もいろいろ、矯正が可能なものも、先ほど申し上げたように様々であると思います。こう傷動機がはっきり分からぬような、なかなか矯正の難しい症例も中にはある。それから、遺伝的な疾患であったり、神経性の疾患であったり、様々な原因があると思います。こう傷癖といいますか、といった攻撃性を有したままで新しい飼い主への譲渡、これは行政機関からの譲渡としてやってはいけない、新たな事故を生んでしまいますので、それについては慎重に見極めながら判断すべきと考えております。

○東委員 ありがとうございます。さらなる動物福祉のより慎重な判断に期待したいと思っております。

あと、もう一点なんですかけれども、施策11の部分と、あと譲渡の部分にも関わる問題だと思うんですけれども、譲渡するに当たっても、動物福祉を遵守した形での事業への取組というのが大変大事かと思うんですが、譲渡事業をされているような民間団体におきまして、今年の夏も大変暑かったですが、動物を外に展示しながら募金活動を行う事例が今年も都内で複数見られているかと思うんですけれども、そういった事例の報告というのは東京都に対しては入っているんでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長

団体での活動だけではなくて、今年は非常に猛暑だったので、屋外での飼養ですか、散歩ですか、いろいろな意味で暑さ対策をきちんと取るようにということで、お声が都民の皆様から動物愛護相談センターに寄せられることがあったかと思います。今おっしゃっておられました民間団体のところなんですかけれども、東京都としまして、動物愛護相談センターの譲渡事業に御協力いただいている団体さん、センターの動物を引き出していただきまして、新たな飼い主さんへの譲渡につなげていっていただいている、こちらの譲渡対象団体さん、登録の制度を設けておりまして、こちらの登録団体さんにつきましては私どものほうで情報が入っておりますし、譲渡会の御紹介であるとか、そういったボランティアさんからもらう方法であるとか、そういった形での周知をしているところではあるんですけども、都内であったり、都外の方も都内にいろいろな活動をしに来たりということで出入りはあるかと思うんですけれども、そういった団体全ての情報が東京都のほうに寄せられているかというと、全てを把握しているわけではないところがございます。なので、御通報いただくこともあるかと思いますけれども、そういった場合にどこが所管しているのか、団体さんが東京都内の団体なのかというところ、それから、届出をしている第二種の取扱いの施設なのかどうか等々も関係してくると思いますが、東京都の確認できる範囲でそういった苦情相談等があれば対応させていただくことはあるかと思います。ただ、今年そういった情報で動いた事例があるかというのは、今確認ができないところでございます。一般的にそういう苦情があって、東京都が管理している、登録があつたりですとか、届出があつたりという施設であれば確認し、適正な取扱いが行われていないようであれば指導をしたり、助言をしたりということに対応させていただくことになるかと思います。

○東委員 指導、助言に対してはぜひ期待したいところであるんですけども、私のものにも、今年の夏、もう40度近いような中で、コンクリートの上に直接犬を寝かせて募金活動をしているような事案が複数報告されているんですね。そういった動物福祉に違反した状態で動物福祉を、動物愛護をうたっているような団体というのも、正直、都内で活動されていらっしゃいます。そういった視点もぜひ今後の計画に取り込んでいただくことを意見とさせていただきまして、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

す。

○武内会長 東京都のほうで説明をお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長

はい。東委員、御意見、ありがとうございます。今いただいた御意見も踏まえまして、今後、取組の検討のほうで小委員会等にも意見をお送りしまして検討させていただけたいと思います。ありがとうございます。

○武内会長 私もこの資料を見せていただいたときに、①の動物福祉等の観点からというのは、何割ぐらいでしょうかということを質問させていただきました。そのため、手持ち資料でもいいから、今後のために確認していただいておいたほうがいいということが1点です。また、今まさに大学と協働をしはじめているところもあります。実際に現場の獣医自師たちがなかなかこれらを致死と称するのか、かみつきがひどいから、安樂死しましょうというように判断するのは結構厳しいような気もします。少なくとも日本獣医生命科学大学と東京大学には行動診療科がありますので、行動診療科のほうで判断してもらうようなことを、これらの協働の中で、外に対しても言えるような形を取っていくと良いのではないかと個人的には思いました。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

まさに今、会長から御指摘があった点につきまして、大学のほうに御相談しながら、問題行動等の相談をしておりますということで先ほど御説明したところですけれども、判断に迷う事例であるとか、問題行動への対応方法などにつきまして、今サプリメントの使用も含めて御助言いただきながら対応しているところでございます。引き続きそういった相談も、連携も密にしながらやっていきたいと思います。ありがとうございます。

○武内会長 ほかに。田畠委員。

○田畠委員 監視強化のところで質問があります。令和6年度、第一種動物取扱業が5,300軒、それから第二種が165軒、そのうち第一種監視件数が6,000件ちょっと、それから第二種が46件ということで、昨今、野生動物を扱っている動物カフェとか、野生動物じやなくてもインコなり、そういった軒数が非常に多いかと思うんですけども、いわゆる展示業、動物園以外の展示業としての施設等において、この監視件数の中でどのくらいの割合を占めているのか。それから、単純な疑問として、登録数より監視数が多いので、年1回は各施設全部回られているのかどうか、その辺はどういう状況なのでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見ありがとうございます。

今御質問いただいた、まず監視件数のほうからお答えいたします。監視につきましては、登録申請に基づきまして、その施設に関して登録審査を行うという関係で回る監視であるとか、それから苦情や、いろんな相談があった際に、その施設に確認に行くということなど、様々な理由で行くことがございます。あとは、緊急的に業態別に調査を行ったり、様々な機会があるところでございます。今回の監視件数なんですけれども、全

ての施設に年1回行けるかというと、実はそうではないところがございまして、複数回の指導で改善を促すような施設も中にはございますので、そういったところにつきましては、年1回というところはなかなか難しいところがあるかと思います。

○田畠委員 第二種のほうが極端に少ないのは何か事情があるんですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 第二種の届出施設につきましては、届出行為ですので、届出があれば受けなきやいけないところなんですけれども、その際も施設の基準などがございますので監視に行っております。その後は、適正な管理ができているかというところで、いろんな御相談も受ける場合もございますので、そういった機会を活用しながら監視をしているところでございます。中には、保護シェルターとして動物愛護相談センターの譲渡対象団体の中にももちろん第二種の施設もございますので、そういったところも適宜監視をしながらやっているところでございます。こちらも年1回必ず行くというのはなかなか難しいところになっております。都内の取扱業施設数なんですけれども、全国一の施設数となっております。特徴としましては、保管業が多いですが、こうした施設を限られた人員の中で組織的に対応していくには、効率的な監視を行うというのが求められているところでございます。検査を行う際に、事業施設の評価などをしまして、遵守基準について満たされていないような不備があるような施設については、ランク分けをして複数回監視を行うようにして担保しているところでございます。

それから、まず最初に御質問いただいた野生動物カフェですけれども、展示業という部類の種別に当たります。展示業の種別につきましては、統計として種別の統計は出ているんですけども、そのうち今多いのは、田畠委員からは野生動物カフェという御指摘をいただいておりますが、ほかにも猫カフェであるとか、犬カフェであるとか、そういったふれあいカフェといった業態であったりとか、大きく言いますと動物園も展示業で種別として登録されているところでございます。それらをひっくるめての展示業の種別数になりますので、公表している種別の中では展示業としてまとめた数を出しているところでございます。

○田畠委員 愛玩動物と野生動物のふれあいというのは、また全然観点が違うと思うので、その辺は動物の種類によってちゃんと区別をして、どこを監視していくかというのは、動物園でもやっていますが、野生動物のふれあいは、動物福祉の観点から問題があると思っています。どう区分していくかはお任せしますけれども、これはきちんと、愛玩動物とは違うんだという観点で進めていただきたいなと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 御指摘ありがとうございます。法令で決まっております飼養管理基準、基準省令という、第一種、第二種で守らなければいけない遵守基準というのが環境省令で決まっているところでございますけれども、あと法律、規則などで決められているところです。今、飼養管理基準というのが、犬猫以外のところも国の方で検討されているところでございますが、なかなか動物種ごとの扱いというのを明確に決めている基準がないというのが現状であるとは思います。ただ、監視の際に遵守基準を

満たさないような、施設基準も含めまして、不適正な取扱いがあった場合は対応できるような体制にはなっているところでございますが、野生動物と愛玩動物と異なる対応をというところになりますと、ソフト面でまた検討が必要なところではないかというふうに感じている次第でございます。今後の対応につきましては、国のほうでも基準の見直し等もあるところだと思いますので、そちらの動向も踏まえまして、東京都としても、地方自治体としてもそれに基づく監視指導等を行ってまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○田畠委員 ああいう施設というのは、大都市ならではの施設だろうと思っていますので、意見として、東京都が先行して進めていっても全然問題ないと思っています。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

○武内会長 加隈委員、お願いします。

○加隈委員 はい、加隈と申します。

資料4の引取数等の数値目標は現在設定されていないという中で、更なる減少を図るというところの目標が、なかなか達成が難しくなっているのかなという印象を受けたんですけれども、これとともに参考資料2で御紹介いただきました所有者からの引取数が増加傾向であるように思いました。全国的にも所有者からの引取りというのが占める割合というのは、数が減っている分、やや増加傾向もあると思うんですけれども、ここでの拾得者からの引取数の激減に比べまして、この所有者からの引取数の微増傾向というところが注目すべきかなと感じまして、ここがよく言われている多頭飼育崩壊という、一般家庭等での複数を一気に収容する必要があったりというような事例なのか、それとも最近、今年も九州のほうで報道もありましたが、動物保護活動されているところと称している中には、うまくそこが立ち行かなくなっているケースというものがあるということも報道されたりしておりますが、内容的にまた内訳の話になって恐縮ですけれども、その部分がどうなっているのかという質問と、ここはもしかすると頭数としては減ってきているものの、件数として見たときに増えているのかというところが少々気になつたので、その辺りについて教えていただければと思います。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

今御指摘いただいたところ、まさに現状課題として認識しているところでございます。東京都の引取数が非常に小さいスケールになってきた、ボランティアの方々も含めまして皆様の御努力、御協力をいただきまして、すごく減ってきたところなんですけれども、このぐらい減ってくると十数頭、それから数十頭というところで、一つの事例だけで非常に増減が激しく見えててしまうような傾向があるかと思います。ただ、御指摘のとおり、所有者からの引取りが動物の引取数に影響しているのは確かであると認識しております。

多頭飼育崩壊の状況なんですけれども、現状としましては、高齢者の方の健康状態、入院したり、特養施設に入られたりという御相談を受けた際に、関係者の方から御相談をいただいたり、御本人様から御相談いただいたりということのほかにも、高齢者の方

に限らず多頭飼いになってしまっている方々につきまして、先ほど福祉部門との連携のお話をさせていただきましたが、そういう包括センターのほうから情報提供があつて対応したりというようなケースも徐々に、福祉部門との連携事例というところで増えてきたという印象がございます。これにつきましては、多頭飼育崩壊に至る前に早期発見というところで、被害を小さく抑えていくということも大事なことだと認識しております。内訳につきましては、多頭飼育の引取数なんですけれども、年によって多くなったり、低くなったりというところがございまして、一定の傾向は今のところ見えてないところですが、微増といいますか、増加しているところはあるかと思います。

○加隈委員 ありがとうございます。

○武内会長 はい、お願いします。

○小川委員 すみません、簡潔に3点だけお伺いします。

区市町村向けへの補助事業ってあると思うんですけど、これは採用しているこの62の区市町村、東京都のうち、数を書いていただいているんですけど、この令和3年度から6年度まで数が変わってないというか、例えば2だとか、3だとか書いてあるんですけど、採用している自治体が少ないということに対して、東京都さんはどう思っているのかという。例えば、区市町村で何かここが利用しづらいから採用していないだとか、そういう分析というのはされておりますか。

○栗原動物愛護管理専門課長 施策8に係る部分でしょうか。

○小川委員 例えば、施策4の、ページで言うと5ページですね。保健医療政策区市町村包括補助事業とかなんですけど、これは例えば、令和3年度から6年度までずっと2区と書いてあるんですけど、例えばこの辺りとかいかがですか。

○栗原動物愛護管理専門課長 会長、よろしいでしょうか。

○武内会長 はい。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

実は、包括補助事業なんですけれども、動物愛護管理に関する事業メニューは、結構たくさんの事業メニューがあるんですけれども、その中の一つが多頭飼育問題対策支援事業というところなんですが、このほかにも同種の関連している事業ということで、施策3で新たに、地域における動物の相談支援体制整備事業というのを令和2年度から開始しているところでございます。こちらも飼っている動物をやむを得ない状況で飼えなくなったといったような事態に陥ったときに、地域で相談の窓口となるボランティアなどと協力を区市町村がいたしまして体制整備をしていく、そういう会議体をつくりたりとか、ボランティアとの連携強化のための取組を進めていくための経費などを包括補助により支援しているところでございますが、こういったところと併せて御利用になっている自治体も多いのかと思います。こちらの事業につきましては、現行計画で新たな取組として設けられているところでございますけれども、徐々に利用自治体も増えてまいりまして、現在、6年度の申請状況としましては20自治体が御利用いただいていると

ということで、多分利用しやすいようなところとか、補助率の違いなどで、各自治体で状況に合わせてメニューを選んで活用されているところがあるのかと思います。多頭飼育問題につきましても、多分同じような状況で地域の相談支援を御利用になっている自治体もあるかと思います。

○小川委員 ありがとうございます。

二つ目なんですが、この補助事業の中で今年度で終わってしまう事業はありますか。

○栗原動物愛護管理専門課長 この会議体で予算関係に係る部分というのはなかなか申し上げられないところではあるんですけども、担当としましては、現行事業は継続していきたいとは考えておりますが、今後検討となるかと思います。

○小川委員

三つ目なんですが、私に御相談いただいた案件なんですが、都内のペットショップで病気を患っているワンちゃんが拡張型心筋症という、どんどん放っておくと心臓が大きくなってしまう重い病気なんですけど、このワンちゃんが普通にショーケースに入つて譲渡という名目で売られているというか、置いてあって、譲渡費用はゼロ円なんですけど、そのペットショップの保険というか、最近のペットショップは定期的に、毎月ご飯を買ってくださいというので、保険を毎月1万円とか払ったりするんですけども、そういった譲渡費用はゼロ円なんですけど、そういった病気を患っているワンちゃんをその保険適用とかという目的なのは分からんんですけど、とりあえずショーケースで置かれていることがありますて、これはネットの方々の通報か何かで、1週間足らずしてそのショーケースから下げられましたんですけども、こういった事象に対して東京都としては指導対象なのかなと個人的には思っておりまして、その辺りの御見解を、事実確認からかもしれないんですけど、御見解をお伺いしたいです。

○栗原動物愛護管理専門課長

今おっしゃっていらした事象は、東京都には御連絡はされていない状況なのかなと今お話を伺いましたて思ったところなんですが、販売業者さんにつきましては、第一種動物取扱業ということで販売業を営む営利性のある業、販売行為を行う場合は販売業の登録を取つていらっしゃると思います。その中で、譲渡行為に当たるのかどうかというところ、それからショーケースに入つてあるという点では、健康状態が悪い個体を展示するということについては、遵守基準の中でやつてはいけない行為として基準があるところもございますので、こうした法令に基づく管理の基準について不適正な取扱いがある場合は、東京都としても、登録を行う機関として指導の対象にはなるかと思います。それが譲渡なのか、その保険適用云々につきましては、営業方法のことになりますので、都として言えるところがあるかどうか、状況、管理の方法であるとか、販売の方法であるとか、そういったところで遵守基準、規則等に定められているものに抵触する行為があれば指導対象にはなるかと思います。

今詳細が分かりませんので、一般的なお答えしかできませんが、そのように考えてお

ります。

○小川委員 分かりました。

最後一言だけ。そのショーケースの中で息も荒くて、とてもつらそうに犬がしていたということで、ネットの方が拡散したというか、そういったことで下げられたという事実があるみたいです。ありがとうございました。

○武内会長 よろしいでしょうか。

町屋委員。

○町屋委員 日本動物福祉協会の町屋です。よろしくお願ひいたします。

先ほどの加隈委員の御質問に加えさせていただく形なんですけれども、資料4のところですね。私もこの令和12年度の更なる減少を図るという目標達成というのは、かなり厳しいではないかなというふうに考えております。というのも、東京都はもうできるところはかなり頑張ってここまで削減されてきたというところ、特にこの動物の引取数のところですね。ここについては、多頭問題だったり、高齢者または警察から、もしかしたら虐待を受けた動物の引取依頼というのも今後あるかもしれないというか、実際あるかとは思いますけれども、そういった形で引取依頼というのは今後増えることはあっても、減ることはないんじゃないかなというふうに考えております。

それで、引き取ることに関して一過性に増えるということは、決して悪いことではないんじゃないかなというふうにも考えておりまして、この数字だけ見ると頭数が多いから悪いんじゃないかというような、数字だけの評価ということがされがちになる。ですので、例えば参考資料2の所有者からの引取数のところ、これがどういったところから引き取られたのかというところの内訳というのは、しっかりと、審議会の中だけでもいいですで、公表していただくとか、ちゃんと理由があつて増えているんだ、それは都民のためでもあるというところが見えればいいんじゃないかなというふうに考えております。というのも、センターや保健所というのは、最終的な都民の受皿になりがちというか、なってしまうところはあるというところにはなりますので、そういった理由から示していただければなという意見が一つ。

あと1点質問なんですけれども、これは資料3の14ページの特定動物に関する項目のところになります。そこで、特定動物の飼養許可施設数というのをお示ししていただいているんですけども、この中には、恐らく都内というのは移動動物園だったり、移動サーカス、こういったエンターテインメントを業とするところが結構来るかと思います。そういったところがどのくらい含まれて、一過性に開業というんですかね、業を営んで特定動物の許可を取っている件数というのがどれくらいあるのか。その中で、特定動物の許可を出す際に、たしか、東京都の条例のほうではある程度熟練した者がいれば、環境省の細目の飼養施設基準よりもある程度緩和するようなことが書かれてあったかと思うんですけども、どちらの基準で許可を出されているのかとか、もしそういうことが分かれば教えていただけたらと思っております。

○栗原動物愛護管理専門課長 今、特定動物の許可の件数のことについて御質問いただきました。一過性の許可というふうにおっしゃっていただいたところなんですかけれども、興行で特定動物を使われる際の許可というと、施設基準を満たしていれば許可しているところでございます。こちらについては、法的には5年間の許可が出るところですけれども、施設自体がなくなってしまうところもあり、この年度末の施設数の中に含まれているかどうかというところは、興行期間等々の関係もあると思いますので、今申し上げることができません。申し訳ございません。

あと、その許可の基準というところなんですかけれども、基準につきましては原則、施設基準どおりという対応になるかと思います。ただ、興行の際におりから出したりであるとか、そういういた行為のある際に、施設外の飼養管理というところで条件を満たしたところで行っているところはあるかと思います。施設許可というところに関しては、そのままの基準を準用する形で対応しているところでございます。

○町屋委員 ありがとうございます。

すみません、もう一個なんですかけども、取扱いに熟練した者の管理下でということが条文に書いてあったかと思うんですけれども、それはどういうふうに判断されているのかなというのが素朴な疑問としてあります。今じゃなくてもいいんですけど、後で教えていただければなと思います。ありがとうございます。

○栗原動物愛護管理専門課長 都条例施行規則の記載について、後ほど確認いたしまして、そのことも含めまして、小委員会で御議論される際にはまた情報提供させていただかたいと思います。よろしいでしょうか。

○町屋委員 ありがとうございます。

○武内会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○岩浪委員 動物愛護推進員の岩浪と申します。よろしくお願いします。

所有者からの引取数につきまして、多頭飼育という問題でお話が出ていたかと思いますが、今年2件ほど相談を受けましたが、保護犬ですね。譲渡をしてもらって保護犬を飼ってみたのだけれども、実はものすごいかむ犬だったとか、引取り後、すごく下痢が止まらなくて病院に行ったところ、炎症性腸疾患を持っていたとかということで、東京都への登録団体さんとは別のところで少し問題が出てきているのかなと感じております。初めて犬を飼う、それが他人もかんでしまうということで、譲渡されてきたときから首輪が外せなく、飼ったこと自体を後悔してしまって、もう殺処分しか方法はないんでしょうかということで相談を受けたことがあります。今後そういう問題が少し増えていくんじゃないかなというふうに懸念されますので、第二種取扱業につきましても、もう少し監視体制を整えたほうがいいのかなと思いました。

以上です。

○栗原動物愛護管理専門課長 御意見、ありがとうございます。

事故防止という観点からも、こう傷癖がある犬の譲渡については、先ほども御意見頂戴して慎重に対応するべきかというところで改めてお答えしたところでございますけれども、行政が行う譲渡だけでなく、同じように保護活動を行っていらっしゃる団体さん、ボランティアの個人の方々はあまたいらっしゃると思いますので、そういうことについては普及啓発等も必要になろうかと思いますが、東京都としての考え方というのをしっかりと持ってお示ししていきたいと思います。ありがとうございます。

○岩浪委員 ありがとうございます。

○赤澤委員 全国ペット協会の赤澤でございます。

資料3の施策展開の方向1の一番最初のところで、一つだけ質問させていただければと思うんですが、別の一一種動物取扱業の資料のところで、業態がいろいろ出てきて、また軒数も増えてきているというお話を聞きまして、私どももそのように実感しておりますし、この啓発の活動につきましては第一種動物取扱業者が出会いや動物の提供をするときだけではなくて、その後いろんなサービスを受けたりするときも御利用いただくことが多くなってきておりますので、一般の飼い主の皆様に対して、そういう場も啓発の場に考えていくとこれからいいのかなと思いながら一つ質問なんですが、この一番下の令和3年度から6年度までございますダイヤのマークの動物販売業者に対し、ペット購入前の都独自追加説明事項の周知協力を依頼とございます。こちらの勉強不足で間違っていたら申し訳ございません。確認なんですが、これは飼う前に必ず確認すべき10のことを指していたのかなというのを確認できたらと思って、念のため質問させていただきました。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。そのとおりでございます。販売業者さんに監視の際にもお伝えいたしておりますし、責任者研修等でも都内の事業者さんにお願いしているところでございます。

○赤澤委員 ありがとうございます。

○武内会長 はい、どうぞ。

○竹内委員 ADRセンターの竹内です。

1点質問なんですが、施策の16になりますかね。大規模災害が発生したときに、飼い主として一番心配なのは、同行避難が進められておりますけれども、実際にどこに同行避難できるのか、あるいは同伴避難できるのかという情報が、各区市町村で把握していたりすることはあるかと思うんですが、なかなか区市町村でも実際の管理責任者に聞いてみないと分からぬということもあったり、そこら辺の情報というのを、区市町村と東京都で何か連携して持つていらっしゃるのかという部分と、あと実際に災害の避難所で同行避難、同伴避難した場合に、東京はすごく動物も多いですし、飼い主さんも多いので、大変密な空間の中で、トラブルもすごく起きてくることもあるかと思います。そういう中で、その管理責任者の方とか、実際には区市町村の主体になるかと思うんですが、何かそういった方と連携をしながら研修であったり、何かというのを今後進め

られる予定とか、何かあるのかをお聞きできればというふうに思っています。

○栗原動物愛護管理専門課長 御質問ありがとうございます。

災害時の避難所等での対応というところになりますが、区市町村で地域防災計画に動物への対応につきましてきちんと盛り込まれるようにということで、意見を求められて東京都でそれについて促していくというようなところは続けております。加えまして、避難所の運営管理というのは防災担当部署が主体となってやることが多い自治体が多いように感じております。そのことにつきましても、動物担当部署と防災担当部署との間でうまく連携を取っていただくことも非常に大事かと思っております。そういった意味で、昨年度、動物の担当部署だけに避難所の運営管理等についてお伝えするのではなく、防災担当部署の方々にも、区市町村の担当部署の方にお声がけをいたしまして、研修会、避難所でこういうことが起こるよ、どうしたらいいのかねというようなシミュレーションを交えた討議、意見交換なども含めて研修を実施しているところでございます。加えまして、包括補助によるこの体制整備の支援というところですけれども、動物担当部署だけでなく、防災担当部署にも積極的にお声がけをしておりまして、こういった事業がありますので御活用いただきたいということで情報提供させていただいているところでございます。まず、体制づくりからというところで、そのような取組を進めているところでございます。

○竹内委員 ありがとうございます。

○武内会長 ほかにいかがでしょうか。

先ほど御意見があった中でも、コロナ以降いろいろなワンコがもらわれていくことが増えてきたというのは事実だと思うんですけど、その後に、私自身も行動診療をやっていますけれども、結構、譲渡個体の行動診療が増えてきてまして、最初はあんまり聞かなかつたんですけど、でもあまりに多いなと思って聞くと、特定の団体さん、実際に譲り受けたときにこのワンコはちょっととかみ癖があるけどねということを聞いて譲り受けているというのは、あまりよろしくないかな、みたいなこともよく感じることがあって、でも、特定のボランティアさんと聞くけど、このボランティアさんはちゃんとしたボランティアさんなのか、認定を受けているのかどうかもよく分からぬ状態で、結局通報していないという状況ではある。そういうのは、どこにどう通報すればいいのか、それとも登録のある人なのかどうなのかも分からなくて、結局何となくそのままになっちゃっているケースもあろうかと思うんですね、大学病院なんかでも。そういうのというのは、どういうふうに対策したらいいかというのを今度教えていただければうれしいなと思いました。でも、今後増えていくのかなと、第二種かどうかも含めてというのもあって、今後そういうところの連携もしていければいいなと思いました。

○栗原動物愛護管理専門課長 ありがとうございます。

今いただいた御意見も踏まえまして、東京都で指導できる内容か、対象かどうかというところも含めてですけれども、事故防止であるとか、新たな飼い主さんが動物を得て

不幸になってしまっては元も子もないというところがあると思います。助けようと思った保護動物で双方が不幸になるということはよろしくない、望ましいことではございませんので、望ましい譲渡に向けてどういったものが必要なのかというところは、我々行政機関による譲渡としてもこういうことを気をつけているよというところをしっかりと持っていることを発信していくことも大事かなというふうに今感じた次第でございます。

今日の委員の皆様からの御意見につきましては、小委員会での議論に合わせて持っていきまして、今後の施策ですとか、取組状況の評価、分析、御意見などに生かしていくだきたいなと思っております。ありがとうございます。

○武内会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、委員の皆様からの御質問も出尽くしたようですので、次に移りたいと思います。

資料1の検討事項（2）につきましては、今後の国の動向を踏まえ、改めて審議することとします。

それでは次に、議事（2）の今後の検討方法についてに移りたいと思います。

当審議会における今後の審議の進め方については、先ほど委員の皆様より小委員会の設置を含め、資料1に記載されたスケジュールで検討を進めることについて御了承を得たところです。

小委員会委員については、東京都動物愛護管理審議会運営要領第2条の規定により、会長が指名することとなっております。

候補者について、事務局からの案はございますでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 会長、事務局のほうで小委員会の委員の候補の先生方につきまして案がございますので、これからお示ししたいと思います。案を配らせていただきます。

（小委員会名簿案の配付）

○武内会長 説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○栗原動物愛護管理専門課長 はい、よろしいでしょうか。

事務局から小委員会委員候補者の案につきまして御説明申し上げます。

本審議会の委員からは、名簿順に、岩浪委員、佐久間委員、高橋副会長、武内会長、町屋委員の皆様に御就任いただき、加えまして、公益社団法人日本愛玩動物協会から金谷常務理事、関係行政機関から、練馬区保健所生活衛生課、中津山課長、八王子市保健所生活衛生課、佐取課長の方々に委員への御就任をお願いしたいと存じます。

あわせて、武内会長におかれましては、小委員会の委員長として、御審議等をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○武内会長 委員候補者につきまして、私は本案で特に異議はありませんが、委員の皆様はいかがでしょうか。

（異議なし）

○武内会長 それでは、皆様からも御賛同いただきましたので、今後は小委員会で審議を進めていきます。

小委員会委員の皆様、お力添えのほど、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議事（3）報告事項についてに移りたいと思います。

事務局からの報告をお願いいたします。

○高橋健康安全調整担当課長 健康安全部健康安全調整担当課長の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

資料5にあります動物愛護相談センターの整備につきまして御説明をさせていただきます。

動物愛護相談センターでございますけれども、この施設は東京都の動物愛護管理施策の中核を担う施設でございます。都内に3か所あります。資料5の下に写真がございますけれども、本所が世田谷区、多摩支所が日野市、城南島出張所が大田区と3施設あり、いずれも老朽化が進んでおります。また、動物愛護管理施策を取り巻く社会状況の変化、こういったことも踏まえまして、業務を適切に実施できるような環境を維持、それから確保するための検討が必要となりました。このため、平成29年3月に動物愛護相談センター整備基本構想を策定いたしまして、センターに求められる役割、機能についてまとめてございます。

この中では、特に老朽化が進んでいる、また狭隘な本所を早期に整備するということと、城南島出張所、多摩支所につきましても老朽化等の諸状況を踏まえまして、在り方を検討していくということをお示しさせていただいております。また、センター整備を進めるに当たりましては、都民の皆様から親しまれる施設としていくことも必要でございます。令和4年には都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会を開催いたしまして、学識経験者、動物愛護団体等の関係者の皆様方からセンターの機能強化に向けた施設像、機能を具体的に検討していただき、令和5年2月に報告書としてまとめたところでございます。

以上のような経緯を踏まえまして、センター三施設の在り方、必要な機能、整備の進め方等について改めて整理を行い、令和6年3月に動物愛護相談センター整備基本計画（第一次）といった形で取りまとめを行っております。この中では、センター三施設全体の機能配置、それから整備の類型といったものも示してございます。具体的には整備の類型として、類型Ⅰは本所の移転型ということで、一番老朽化が進んでいる世田谷区の本所を別の場所に移転するというパターンです。それから、類型Ⅱとしてはサテライトの設置型ということで、三施設とは別に、普及啓発ですとか動物の譲渡、そういう機能に特化したサテライトを設置するというものでございます。最後の類型Ⅲは現地整備型ということで、三施設ある今のこの現地の中で整備を進めていくという、この三つの類型をお示ししております。

今後でございますけれども、この三つの類型からどういった形で整備の方針を示して

いくのか、これは具体的に整備をしていく候補地によるというところがございますので、動物愛護相談センター整備基本計画（第二次）の中で示していくこととしており、今現在、基本計画（第二次）の策定に向けて検討を進めているという状況でございます。

センターの整備につきましては、以上でございます。

○武内会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の報告について、御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○武内会長 それでは最後に、7、その他について、事務局からお願いします。

○栗原動物愛護管理専門課長 それでは、先ほど御了承いただきましたが、この後、小委員会での御審議を経て、来年5月ぐらいまでに開催を目指しております第2回審議会におきまして、中間報告ということで取りまとめをいただく予定となっております。

第1回の小委員会につきましては、12月下旬頃の開催を予定しております。今後の開催日程と詳細につきましては、改めて委員の皆様に御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

○武内会長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了といたします。

進行を事務局へお返しいたします。

○中川健康安全部長 武内会長、長時間にわたる進行を誠にありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、非常に活発な御議論、御礼を申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度第1回東京都動物愛護管理審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時50分 閉会)